住所　大阪市東住吉区中野４丁目４番47号
　呉孝啓　昭和51年７月15日生
住所　神戸市中央区中山手通７丁目15番１―504号
　劉宏偉　昭和46年12月９日生
住所　兵庫県西宮市平松町２番15―103号
　游香織　昭和54年１月20日生
住所　徳島市佐古五番町14番18―208号
　金千鶴　昭和60年３月４日生
住所　長野県松本市大字島内4180番地１
　金惠子　昭和40年11月７日生
住所　大阪府茨木市彩都やまぶき２丁目２番Ｃ―1403号
　夫源範　昭和53年６月６日生
住所　大阪市平野区加美北１丁目25番５号
　金成基　昭和17年４月24日生
　李美代子　昭和20年５月６日生
　金英哲　昭和49年11月５日生
住所　長野県松本市寿台５丁目４番12号
　張紅蓮　昭和45年１月13日生
　劉福海　平成６年２月18日生
住所　岩手県奥州市江刺区愛宕字西丸638番地
　ミン・マング・ルウイン　昭和50年１月９日生
住所　福岡市東区馬出３丁目８番１―1307号
　李浩一　昭和42年８月13日生
住所　福岡県行橋市大字今井2568番地８
　李圭　昭和47年４月26日生
住所　北九州市戸畑区仙水町３番２―406号
　張力峰　昭和47年２月18日生
　趙琳　昭和53年10月４日生
　張海明　平成14年９月29日生
　張海晴　平成16年10月６日生
住所　福岡県京都郡苅田町富久町２丁目24番地２
　嚴憲崇　昭和52年４月24日生
住所　札幌市南区澄川４条２丁目９番30号
　李琳　昭和48年４月13日生
住所　千葉県松戸市松戸新田490番地101
　田愛花　昭和51年11月24日生

○外務省告示第九十七号

平成二十一年十二月十日にウェリントンで、昭和六十年五月三十日に日本国政府とニュージーランド政府との間で交換されたワーキング・ホリデー制度に関する口上書にいう措置に関し、同措置の一部修正に関する次の口上書の交換がニュージーランド政府との間で行われた。同口上書にいう措置は、平成二十二年三月二十九日から実施される。

平成二十二年三月十六日

外務大臣　岡田　克也

（在ニュージーランド日本国大使館からニュージーランド外務貿易省あての口上書）

（訳文）

No：164／09

在ニュージーランド日本国大使館は、外務貿易省に敬意を表するとともに、ワーキング・ホリデー制度に関する千九百八十五年五月三十日付けで在ニュージーランド日本国大使館発ニュージーランド外務省あて口上書に言及する光栄を有する。

日本国大使館は、更に、二千十年三月二十九日から前記の口上書を次のように改めることを外務貿易省に通報する光栄を有する。

１　１の「六箇月」を「一年」に改める。

２　１㈢を次のように改める。

㈢　査証申請時の年齢が十八才から三十才まで（十八才及び三十才を含む。）であること。

３　１㈤を次のように改める。

㈤　ニュージーランドが発行する有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

４　４を次のように改める。

４　日本国政府は、１にいう査証を有するニュージーランド市民に対し、最長一年の期間日本国に滞在する許可を与える。

在ニュージーランド日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて外務貿易省に向かって敬意を表する。

二千九年十二月十日にウェリントンで

（ニュージーランド外務貿易省から在ニュージーランド日本国大使館あての口上書）

（訳文）

ＡＳＩ／107／2009

外務貿易省は、在ニュージーランド日本国大使館に敬意を表するとともに、ワーキング・ホリデー制度に関する千九百八十五年五月三十日付けニュージーランド外務省発在ニュージーランド日本国大使館あて口上書に言及する光栄を有する。

外務貿易省は更に、二千十年三月二十九日から前記の口上書を次のように改めることを日本国大使館に通報する光栄を有する。

１　１の「六箇月」を「一年」に改める。

２　１㈠を次のように改める。

㈠　日本国民であること。

３　１㈢を次のように改める。

㈢　査証申請時の年齢が十八才から三十才まで（十八才及び三十才を含む。）であること。

４　１㈤を次のように改める。

㈤　日本国が発行する有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

５　４を次のように改める。

４　ニュージーランド政府は、１にいう査証を有する日本国民に対し、最長一年の期間ニュージーランドに滞在する許可を与える。

外務貿易省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在ニュージーランド日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千九年十二月十日にウェリントンで

○外務省告示第九十八号

平成二十二年三月一日にタシケントで、国境税関大型貨物用検査機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　国境税関大型貨物用検査機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与の限度額　四億六千七百万円

３　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

４　署名者

日　本　側　平岡邁在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　エリヤル・ガニエフ副首相兼対外経済関係投資貿易大臣

平成二十二年三月十六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第九十九号

平成二十二年三月一日にタシケントで、アリシェル・ナボイ国立アカデミー・ボリショイ劇場音響、照明及び視聴覚機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　アリシェル・ナボイ国立アカデミー・ボリショイ劇場音響、照明及び視聴覚機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与の限度額　三千三百二十万円

３　贈与の供与期限　平成二十四年十月三十一日まで

４　署名者

日　本　側　平岡邁在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　アブドゥラ・アリポフ副首相

平成二十二年三月十六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百号

平成二十二年二月二十八日にアンマンで、上水道エネルギー効率改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　上水道エネルギー効率改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　十一億三千二百万円

３　贈与の供与期限　平成二十三年二月二十八日まで

４　署名者

日　本　側　塩口哲朗在ヨルダン大使

ヨルダン側　ジャアファル・ハッサン計画・国際協力大臣

平成二十二年三月十六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百一号

平成二十二年二月二十八日にアンマンで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　六億四千万円

３　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

４　署名者

日　本　側　塩口哲朗在ヨルダン大使

ヨルダン側　ジャアファル・ハッサン計画・国際協力大臣

平成二十二年三月十六日

外務大臣　岡田　克也